

介護料受給の喪失要件（このような方は介護料を受給できません）

1. 施設

次の施設に入所する場合は、介護料を受給できません。

- ① 当機構が設置し、運営する療護施設（国内4か所、東北・千葉・中部・岡山）
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく療養介護又は生活介護を受けて入所する障がい者支援施設
- ③ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく医療型障害児入所施設及び指定医療機関
- ④ 老人福祉法に基づく特別養護老人ホーム
- ⑤ 労働者災害補償保険法に基づく労災特別介護施設
- ⑥ 後遺障害が存するため治療及び常時の介護を必要とする者を収容する施設であって、家族等による介護を要しない施設
- ⑦ 病院又は診療所（家族介護の事実があった場合を除く。）

※「療養介護」は、医療型入所施設その他、病院の専用病棟においても提供されているケースがあります。入院されている方は、入院病棟などをご確認ください。

2. 介護料に相当する給付

次の介護料に相当する給付を受けている場合、介護料は受給できません。

- ① 労働者災害補償保険法の規定による介護補償給付又は介護給付
- ② 介護保険法の規定による介護給付又は予防給付
- ③ 国家公務員災害補償法の規定による介護補償
- ④ 地方公務員災害補償法の規定による介護補償
- ⑤ 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律附則第8条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第7条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第8条の規定による介護料
- ⑥ 消防組織法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る）
- ⑦ 消防法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る）
- ⑧ 水防法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る）
- ⑨ 災害対策基本法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る）
- ⑩ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の規定

による介護補償

- ⑪ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定による介護給付
- ⑫ 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の規定による介護給付
- ⑬ 証人等の被害についての給付に関する法律の規定による介護給付